4　運用保守端末機及び払込端末機の管理

⑴　運用保守端末機及び払込端末機の操作者

ア　運用保守端末機及び払込端末機の取扱いは、当該端末機の管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者に限ること。また、操作者による不正な行為及び誤操作による障害発生を防止するため、運用保守端末機及び払込端末機を操作する際は複数の者で行うこととすることなど、必要な措置を講ずること。

イ　運用保守端末機及び払込端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を付与された者であることを、操作者識別カードと暗証番号による方法、生体認証による方法又はこれらと同等以上のものと認められる方法により確認すること。また、当該アクセス権限に関する情報を管理し、不正利用を防止するための措置を講ずること。

ウ　運用保守端末機及び払込端末機の操作が一定時間行われなかった場合に、再度、操作者の確認を行うよう運用保守端末機及び払込端末機を設定すること。

⑵　暗証番号等の取扱い

暗証番号及び生体認証情報の管理及び運用の方法を定め、操作者に当該管理及び運用の方法を遵守させること。

⑶　ファイルに対する利用制限

運用保守端末機及び払込端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルの利用を制限する方法を定めること。

⑷　操作履歴の記録等

運用保守端末機及び払込端末機を操作した履歴を記憶媒体に記録し、各操作者の利用の正当性について確認すること。

⑸　強制的に終了する機能

運用保守端末機及び払込端末機には、複数回アクセスに失敗した場合、強制的に終了する機能を設けること。

⑹　専用回線の使用

機構サーバ及び運用保守端末機又は払込端末機を相互に接続する電気通信回線は専用回線とすることとし、運用保守端末機及び払込端末機を他の電気通信回線に接続しないこと。

⑺　払込端末機の管理

ア　払込端末機の盗難、損壊等を防止するために必要な措置を講ずること。

イ　払込端末機の設置について、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮すること。

5　可搬記憶媒体の管理

⑴　持出し、返却の確認等

ア　可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出した場合は返却を確認すること。

イ　可搬記憶媒体を廃棄する場合には、消磁、破砕、熔解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑵　不正プログラムの混入防止

可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。

6　地方税共通納税システムの構成機器及び関連設備等の管理

⑴　管理方法の明確化

ア　地方税共通納税システムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器及び関連設備等の管理方法を明確にすること。

イ　利用するハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を関係職員に周知すること、管理しているハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。

⑵　保守の実施

地方税共通納税システムの構成機器及び関連設備の保守を定期に又は随時に、実施すること。また、保守の実施に当たっては、エラーの発生及び不正行為を防止し、支払情報発行依頼情報、支払情報、利用者使用情報、納付情報、納付書情報及び払込依頼情報を保護するため、必要な措置を講ずること。

⑶　稼働状況の監視

地方税共通納税システムの稼働状況を常時監視し、必要に応じ対策を実施すること。

⑷　不正プログラムの混入防止等

地方税共通納税システムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、地方税共通納税システムを運用保守する職員に周知すること。

7　支払情報発行依頼情報等の管理

⑴　支払情報発行依頼情報等の管理方法

支払情報発行依頼情報、支払情報、利用者使用情報、納付情報、納付書情報、払込依頼情報、プログラム及びドキュメントの使用、保管、複写、受渡し、消去及び廃棄について、その取扱い及び管理の方法を定めること。

⑵　プログラムの登録及び抹消

プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

⑶　紙媒体に出力されたドキュメントの廃棄

紙媒体に出力されたドキュメントを廃棄する場合には、裁断、溶解その他の当該ドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑷　口座情報等の管理

地方自治法施行規則第12条の２の21第２項（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第14条の12において準用する場合を含む。）の規定により機構に届け出なければならないとされている利用者が歳入等の納付の手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称、当該口座の種別及び口座番号等の漏えいその他これに準ずる事態の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

8　障害時等の対応

⑴　地方税共通納税システムの障害の早期発見

地方税共通納税システムの障害箇所の発見や性能の低下を検知するため、必要な措置を講ずること。

⑵　早期回復のための代替機能等の整備

ア　重要なファイルについて、記憶媒体に保存するとともに、他の記憶媒体に複製を保存することとし、必要に応じ、それぞれの記憶媒体を別に保管すること。また、地方税共通納税システムの重要な構成機器及び関連設備について、障害が発生した時に代替することができる機能を整備する等、必要な措置を講ずること。

イ　障害が発生した時に、複製された重要なファイル等を基に速やかに地方税共通納税システムを回復できるよう必要な措置を講ずること。

ウ　あらかじめ定められた作業手順に従って地方税共通納税システムが確実に回復することを、試験により確認すること。

⑶　不正アクセスの早期発見

不正アクセスを早期に発見するため、必要な措置を講ずること。